

# 市民税・県民税の計算方法

## 1. 納税義務者

- ① その年の1月1日現在、栃木市内に住所がある人
- ② その年の1月1日現在、栃木市内に事務所、事業所、家屋敷を持つ人で、栃木市内に住所がない人

## 2. 非課税の範囲

- (1) **均等割非課税** (前年中の合計所得金額が下記金額以下の場合) 注1: 森林環境税非課税は、④の27万円が26.8万円となります。
  - ①生活保護法による生活扶助を受けている人
  - ②自分が障害者・未成年者・寡婦またはひとり親・・・135万円
  - ③同一生計配偶者および扶養親族がいない人・・・38万円
  - ④同一生計配偶者および扶養親族がいる人・・・28万円×(同一生計配偶者および扶養親族の数+1) + 27万円 注1: 26.8万円
- (2) **所得割非課税** (前年中の総所得金額等が下記金額以下の場合)
  - ①同一生計配偶者および扶養親族がいない人・・・45万円
  - ②同一生計配偶者および扶養親族がいる人・・・35万円×(同一生計配偶者および扶養親族の数+1) + 42万円

## 3. 税率

**所得割** 市民税：6% / 県民税：4%

※分離課税の所得は税率が異なります。

**均等割** 市民税：3,000円 / 県民税：1,700円

※令和9年度まで「とちぎの元気な森づくり県民税」が県民税に700円加算されています。

**森林環境税** 1,000円

## 4. 税額の計算方法

①繰越控除適用後の総所得金額－所得控除合計＝課税総所得金額・・・ア

②ア×税率＝税額控除前所得割額・・・イ

③イ－税額控除額＝所得割額

④所得割額＋均等割額＋森林環境税額＝年税額(1年間の税額)

※税額控除額は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額です。

※所得割額から控除することができなかった配当割額または株式等譲渡所得割額の控除額は均等割から差し引かれます。

それでもなお引ききれない場合は還付します。

※分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

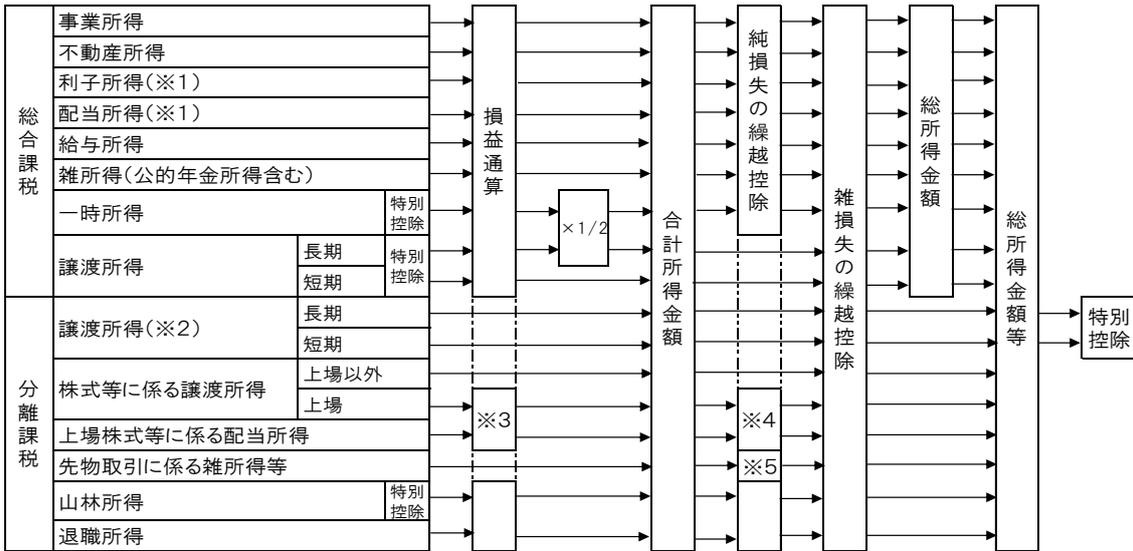
## 5. 所得控除額(一覧) ※支払額は前年の1月～12月中で計算します。人的控除は前年の12月31日の現況で適用します。

雑損控除		次のいずれが多い額		ひとり親	ひとり親	事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるものがおらず、子を扶養し、合計所得金額500万円以下	30万円		
※選択適用※	医療費控除	①総所得金額等が200万円以上のとき (医療費の支払額－保険金等の補てん額)－10万円		ひとり親 控除	寡婦	①夫と離婚後婚姻しておらず、扶養親族がいる ②夫と死別後婚姻していない ③ひとり親に該当しない ④事実婚をしていない	26万円		
		②総所得金額等が200万円未満のとき (医療費の支払額－保険金等の補てん額)－総所得金額等×5% ※限度額200万円							
	セルフメディケーション税制		(特定一般用医薬品等の支払額－保険金等の補てん額)－1万2千円 ※限度額8万8千円		勤労学生控除		26万円		
	社会保険料控除		支払金額		障害者控除		同居特障 特別障害 普通障害	特別障害者と同居 身体1・2級、精神1級、療養A等 特別障害者ではない障害者	53万円 30万円 26万円
小規模企業共済等掛金控除		支払金額		配偶者控除		自分の合計所得金額(単位:万円)			
生命保険料控除	新契約	支払金額		配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額(単位:万円)	自分の合計所得金額(単位:万円)			
		控除額				900以下	900超 950以下	950超 1,000以下	
	12,000円以下		全額			一般	33万円	22万円	11万円
	12,001～32,000円		支払額×50%+6,000円			老人(70歳以上)	38万円	26万円	13万円
旧契約	15,000円以下		全額	自分の合計所得金額(単位:万円)					
	15,001～40,000円		支払額×50%+7,500円	900以下	900超 950以下	950超 1,000以下			
	40,001～70,000円		支払額×25%+14,000円	48超100以下	33万円	22万円	11万円		
	70,001円以上		35,000円	100超110以下	31万円	21万円	11万円		
一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の別に計算し合算(限度額7万円)		新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約の別に計算し合算(限度額2万8千円)		105超110以下		26万円	18万円	9万円	
110超115以下		21万円	14万円	7万円					
115超120以下		16万円	11万円	6万円					
120超125以下		11万円	8万円	4万円					
125超130以下		6万円	4万円	2万円					
130超133以下		3万円	2万円	1万円					
地震保険料控除	支払金額		控除額		扶養控除	一般	16歳以上19歳未満 23歳以上70歳未満	33万円	
	地震保険料		支払額×50%			老人	70歳以上	38万円	
	5,000円以下		全額	同居老親等		老人扶養のうち自分または配偶者の直系尊属で同居のもの		45万円	
	5,001～15,000円		支払額×50%+2,500円	特定		19歳以上23歳未満		45万円	
15,001円以上		10,000円	地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は限度額2万5千円		16歳未満の扶養親族は控除の対象とはなりません、非課税限度額の計算に人数を適用します。				
基礎控除	合計所得金額(単位:万円)		控除額		次の場合は配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除を受けられません				
	2400以下		43万円		①事業専従者に該当する場合				
	2400超2450以下		29万円		②他の人の控除対象配偶者、扶養親族とされている場合				
	2450超2500以下		15万円						
2500超		適用なし							

※市民税・県民税の所得控除額です。所得税の控除額と相違するものがあります。

図説 1

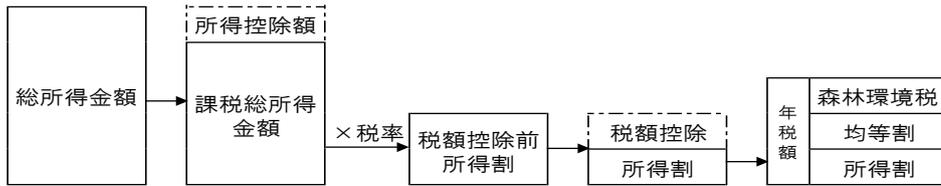
合計所得金額・総所得金額・総所得金額等の求め方



- ※1 一律分離課税の適用を受けているものを除きます。
- ※2 居住用財産の買い替え等の場合の譲渡損失がある場合は、損益通算および繰越控除ができます。
- ※3 上場株式等にかかる譲渡損失がある場合は、その年分の上場株式等に係る配当所得等と損益通算ができます。
- ※4 ※3において控除しきれない損失がある場合は、繰越控除ができます。
- ※5 先物取引にかかる雑所得金額等に損失がある場合は繰越控除ができます。

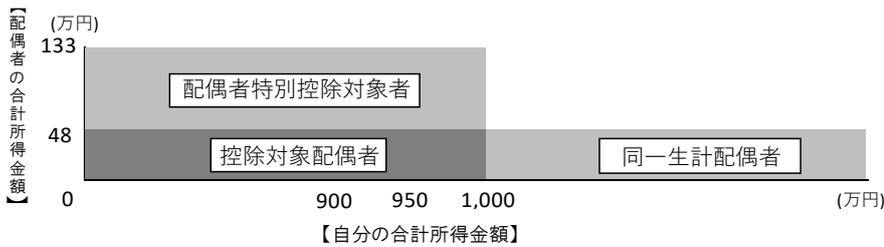
図説 2

年税額の求め方 (イメージ)



図説 3

控除対象配偶者・同一生計配偶者・配偶者特別控除対象者とは？



図説 4

森林環境税の非課税範囲

納税義務者 国内に住所を有する個人

令和6年から森林整備やその促進に充てるため、「森林環境税」として年間1,000円が市県民税と併せて徴収されます。国税として徴収された「森林環境税」は、「森林環境譲与税」として県・市へ譲与されます。市では、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てられます。

区分	森林環境税の非課税基準	市・県民税 非課税 森林環境税 課税 となる場合	市・県民税の非課税基準
扶養親族等がない方	合計所得金額 38万円以下 (基本額28万円×1+10万円)	-	合計所得金額 38万円以下 (基本額28万円×1+10万円)
扶養親族等がある方	合計所得金額が次の金額以下 【基本額28万円×(扶養親族等の人数+1) +10万円+16.8万円】	合計所得金額が、次の金額の範囲内 【左表記載「森林環境税の非課税基準」の計算額 ～【右表記載「市・県民税の非課税基準」の計算額】	合計所得金額が次の金額以下 【基本額28万円×(扶養親族等の人数+1) +10万円+17万円】
障害者・未成年者・寡婦 またはひとり親に該当する方	合計所得金額 135万円以下	-	合計所得金額 135万円以下